

第三期 特定健康診査等実施計画  
(平成30年度～令和5年度)

全農健康保険組合

平成30年2月

## 背景および趣旨

平成 20 年施行の「高齢者の医療の確保に関する法律」により、保険者は「特定健康診査等実施計画」を定めるものとされ、40 歳以上の被保険者及び被扶養者に対し、生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとなった。

本第三期計画（平成 30 年度～令和 5 年度）は、当健保組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的な事項について、現在取り組んでいる第二期計画（平成 25 年度～29 年度）を踏まえて定めるものである。

なお、医療費適正化計画が 6 年を一期に見直されたことにより、6 年を一期として策定する。

## 特定健康診査等の実施に関する基本的な事項

### 1. 特定健康診査等の基本的な考え方

高齢化の急速な進展とともに生活習慣病が増加し、国民医療費の約 3 割を占めている。

「特定健康診査等基本指針」が示すとおり、生活習慣の改善により糖尿病等の生活習慣病を予防できれば、生活の質の維持及び向上を図りつつ医療費の伸びを抑制することが可能となる。

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものである。

### 2. 特定健康診査等の実施に係る留意事項

被保険者の特定健康診査等は事業主が主体となって、また、被扶養者および任意継続被保険者・被扶養者の特定健康診査等は、当健保が主体となって行う。

当健保組合は、被扶養者の健診データを管理する。

### 3. 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

当健保は被保険者の健診データを事業者から受領し、事業者と連携、協力して、保健指導について実施する。なお、被保険者の健診および保健指導にかかる費用については、事業者の負担とする。

### 4. 特定保健指導の基本的な考え方

生活習慣病予備群に対する保健指導の目的は、悪化して生活習慣病に移行するのを抑制するためであり、保健指導においては、対象者自身が健診結果を理解して、自らの生活習慣を変えることができるよう支援する。

## 第二期 計画の進捗と課題

1. 平成 25 年 2 月通常組合会において承認された第二期計画（平成 25～29 年）の進捗は以下のとおりである。

### (1) 特定健康診査

目標実施率

(単位：%)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
被保険者	68.3	74.0	79.7	85.3	90.9	
被扶養者	25.3	42.4	58.8	74.2	88.4	
被保険者+被扶養者	46.8	58.2	69.2	79.8	89.7	90%

実施率

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
被保険者					
実施者/対象者	2,685/4,029	3,072/4,031	3,323/4,176	3,390/4,363	
実施率	66.6%	76.2%	79.6%	77.7%	
被扶養者					
実施者/対象者	524/1,972	661/1,946	698/1,902	778/1,987	
実施率	26.6%	34.0%	36.7%	39.2%	
被保険者+被扶養者					
実施率	53.5%	62.5%	66.2%	65.6%	

### (2) 特定保健指導

目標実施率

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
40歳以上対象者(人)	6,080	6,170	6,250	6,330	6,420	
特定保健指導 対象者数(推計)	650	660	670	680	690	
実施率(%)	46.2	51.5	53.7	55.9	60.1	60%
実施者数(人)	300	340	360	380	415	

実施率

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40歳以上対象者	6,001	5,977	6,078	6,350	
積極的支援対象者	360	363	380	423	
動機付支援対象者	260	281	297	321	
計	620	644	677	744	
特定保健指導終了者	305	270	282	330	
実施率	49.2%	41.9%	41.7%	44.4%	

平成 28 年度健診実施率は、目標値 79.8 % に対し、実績値は 65.6 %。

被保険者の実施率は概ね 8 割であるが、被扶養者は 4 割に満たず、全体の実施率は 6 割半ばとなっている。

特定保健指導は、平成 26 年度から全事業所で実施しているが、目標実施率を下回っている。

2. 被扶養者に対する特定健診は、平成 28 年度から対象を 39 歳に引下げるとともに、健診の利便性向上を目的としてレディース巡回検診を開始した。また平成 29 年度から任意継続者にも対象範囲とした。
3. 毎年、各事業所を巡回し、連携・協力を要請しているが、支店・営業所等が全国に点在している事業所を中心に実施率はやや低迷している。

## I. 達成目標

### 1. 特定健康診査の実施に係る目標

令和5年度における特定健康診査の実施率を90%とする。(国の基本指針が示す参酌標準に即して設定)

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率

(単位: %)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	国の参酌標準
被保険者	85.0	87.0	89.0	91.0	93.0	95.0	
被扶養者	45.0	53.0	61.0	69.0	77.0	85.0	
被保険者+被扶養者	72.7	76.5	80.4	84.2	88.1	91.9	90 %

### 2. 特定保健指導の実施に係る目標

令和5年度における特定保健指導の実施率を55%以上とする。(国の基本指針が示す参酌標準に即して設定)

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	国の参酌標準
特定健診対象者	6,600	6,800	7,000	7,200	7,400	7,500	
特定保健指導 対象者数(推計)	500	500	500	500	500	500	
実施率(%)	48.8	51.1	53.3	55.6	57.8	60.0	55 %
実施者数	250	260	270	280	290	300	

注1. 被扶養者の保健指導については、外部機関に委託する。

## Ⅱ. 特定健康診査等の対象者数

### 1. 対象者数

#### (1) 特定健康診査

被保険者

(人)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
対象者数 (推計値)						
うち40歳以上対象者	4,700	4,800	5,000	5,100	5,300	5,400
目標実施率 (%)	85.0	87.0	89.0	91.0	93.0	95.0
目標実施者数	3,995	4,176	4,450	4,641	4,929	5,130

被扶養者

(人)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
対象者数 (推計値)						
うち39歳以上対象者	1,900	2,000	2,000	2,100	2,100	2,100
目標実施率 (%)	45.0	53.0	61.0	69.0	77.0	85.0
目標実施者数	855	1,060	1,220	1,449	1,617	1,785

被保険者+被扶養者

(人)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
対象者数 (推計値)	6,600	6,800	7,000	7,200	7,400	7,500
目標実施率 (%)	72.7	76.5	80.4	84.2	88.1	91.9
目標実施者数	4,798	5,202	5,628	6,062	6,519	6,892

#### (2) 特定保健指導の対象者数

被保険者+被扶養者

(人)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
対象者	6,600	6,800	7,000	7,200	7,400	7,500
動機付け支援対象者	200	200	210	220	220	230
実施率 (%)	54.3	57.5	60.0	62.5	65.0	67.7
実施者数	109	115	126	138	143	155
積極的支援対象者	260	270	280	290	300	300
実施率 (%)	44.4	46.0	48.0	50.0	52.0	54.0
実施者数	115	124	134	145	156	162
保健指導対象者計	460	470	490	510	520	530
実施率 (%)	48.8	51.1	53.3	55.6	57.8	60.0
実施者数	224	240	261	284	301	318

### Ⅲ. 特定健康診査等の実施方法

#### 1. 実施場所

##### (1) 被保険者

ア. 事業者が行う法定健診時に特定健診項目を追加して実施し、実施場所は事業者が設定する。

イ. 保健指導は、事業者または外部委託機関が指定した場所において実施する。

##### (2) 被扶養者

ア. 39歳以上の全ての被扶養者を対象とし、外部委託機関からの案内により、被扶養者が指定した場所において実施する。

イ. 保健指導は、外部委託機関からの案内により、被扶養者が指定した場所において実施する。

#### 2. 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラムに記載されている健診項目とする。

#### 3. 実施時期

実施時期は、通年とする。

#### 4. 委託の有無

##### (1) 被保険者の特定保健指導

保健指導資格者がいない事業者は、外部機関に委託する。

##### (2) 被扶養者の特定健診・特定保健指導

当健保は、被扶養者にかかる特定健診および保健指導について、外部機関に委託する。

#### 5. 受診方法

##### (1) 被保険者

事業者と外部委託機関が協議、設定する日時・場所において、特定保健指導を受ける。

##### (2) 被扶養者

健診案内に基づき、特定健診を受診する。

受診費用は当健保が負担する。ただし、実施項目以外を受診した場合、その費用は個人負担とする。

#### 6. 周知・案内方法

当健保のホームページに掲載するほか、被扶養者に対し受診案内を送付する。

#### 7. データの受領方法

(1) 被保険者の健診データは事業者を経由して受領する。被扶養者の健診データは外部委託機関から受領する。

(2) 特定保健指導のデータについても、上記(1)と同様とする。

(3) 保管年数は、5年とする。

#### 8. 特定保健指導対象者の選出

特定保健指導の対象者については、階層化された該当者全員を対象とするが、必要に応じて優先度の高い該当者を選出して、実施する。

### IV. 個人情報の保護

当健保組合が定める「個人情報保護管理規程」を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理責任者は、常務理事とする。また、データの利用者は当健保組合で特定健診・特定保健指導を担当する職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記し、保護措置を講じるものとする。

### V. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画は、各事業所に送付するとともに、ホームページに掲載し、周知する。

### VI. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、毎年見直しを検討する。また、3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合、その他必要がある場合は、計画を見直すこととする。

### VII. その他

当健保組合に所属する担当職員等については、特定健診・特定保健指導事業に必要な研修に随時参加させる。